

日本国旅券（パスポート）申請・交付について

【注意事項】

○ 総領事館では、郵送による旅券の仮申請に基づき、旅券を作成し、当日、必ず申請者ご本人の出頭を確認の上、旅券を交付します。現在お持ちの旅券と郵送済書類のオリジナルを必ずご持参の上、会場までお越しください。**オリジナルの書類が会場で確認できない場合、新旅券はお渡しできかねますので忘れずに持参するようお願い致します。**

また、当日飛び入りでの旅券申請は応じられませんのでご注意ください。

○ 領事出張サービスで旅券の更新、新規発給及び記載事項変更を希望される方は、下記1(1)～(7)（外国名のある方は(8)まで、外国籍配偶者との間に生まれた未成年の子の旅券申請の場合は(9)までを含む）全ての必要書類を、**予め在マイアミ総領事館宛に2024年2月2日（当館必着）までに郵送してください。**締め切りを過ぎてからの受付はできかねますのでご了承ください。

○ 18歳未満の申請者は有効期間が10年の旅券は申請できません。

○ 小さなお子様（新生児も含む）の旅券申請の場合も必ずご本人を連れてお越しください。

○ オンライン申請をご希望の方は、以下の案内を確認したうえで申請を行ってください。

https://www.miami.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00604.html

1 旅券仮申請書類

(1) 一般旅券発給申請書 1枚

○ 申請書は以下外務省 HP から入手する事ができます。↓

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/download/top.html>

○ 上記外務省の HP から申請書が入手できない場合は、郵送にて申請書を請求してください。\$ 2分の切手を貼り、宛先を記入した9×12インチの返信用封筒と、[申請書請求用紙](#)に必要事項を記入して当館まで送付してください。

★ 10年用申請書記入例 <https://www.miami.us.emb-japan.go.jp/files/000165660.pdf>

★ 5年用申請書記入例 <https://www.miami.us.emb-japan.go.jp/files/000165672.pdf>

※所持人自署や法定代理人署名（18歳未満）の記入漏れ等の不備がある場合、申請書を再送していただく必要がございますので、記入例を良く確認してからお送りください。

(2) [領事出張サービス仮申請同意書](#)

(3) **現在お持ちのパスポートのコピー**（顔写真のあるページと裏表紙にある所持人記入欄のページ、氏名や本籍に訂正のある方は4ページ目の訂正ページ）

※今回初めて日本のパスポートを申請される方はご放念ください。

※オリジナルは当日必ずご持参ください。

(4) 出張サービス当日から起算して六カ月以内に発行された戸籍謄本のコピー

※戸籍抄本の受け付けはできませんので、ご注意ください。

※お持ちの旅券が出張サービス当日の時点で有効で、且つ、前回の旅券申請時から氏名及び本籍地等の身分事項に変更がない方は省略することができます。しかしながら、右の通りであっても、未成年者の申請でそのご両親が離婚されている場合は、親権確認の為、発行から六カ月以内の戸籍謄本の提出が必要です。

※オリジナルは当日必ずご持参ください。

(5) 顔写真 1枚（縦4.5×横3.5cm。2×2inchでも可）

<写真の規格> http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/ic_photo.html

※6ヶ月以内に撮影されたもの。

※顔（顎から頭頂まで）の大きさは3.4cm、頭上0.4cmの余白が必要です。

※背景（影を含む）がないもの。

※髪の毛で目や輪郭が隠れないようにご注意ください。

※リボンやヘアバンドなどの装飾品は外してください。

※真正面から撮影され、口角は上げず歯が見えないもの。

※申請書には貼らずに写真の裏に名前を記入して下さい。

※カラーコンタクトレンズや黒目を大きく見せるコンタクトレンズは外して下さい。

※背景がデジタル加工されたものは受け付けできません（Walgreens等で撮ると背景加工をされる場合があるのでご注意ください）。

(6) 米国の在留資格を示すもの

① 永住者の方はグリーンカードのコピー（表と裏）

② 生まれながらの日米の二重国籍の方は有効な米国旅券のコピー、または米国出生証明書のコピー

③ 長期滞在者はビザのコピー

・ Jビザをお持ちの方はJビザのコピーとDS2019のコピー

・ Fビザをお持ちの方はFビザのコピーとI-20のコピー

※上記①～③のオリジナルは当日必ずご持参ください。

(7) 現住所証明資料のコピー（フロリダ州運転免許証や公共料金請求書、賃貸契約書等）

※申請者が未成年の場合は親権者のものをご提出ください。

※オリジナルは当日必ずご持参ください。

(8) スペリングを確認できる公的資料のコピー（米国出生証明書や婚姻証明書等）

※旅券の氏名は戸籍上の氏名をヘボン式で記載します。外国式のスペリング、括弧に入れた別名併記等を希望される方は、申請書裏面(2枚目)のマス目に希望する氏名を記入して、そのスペリングを確認できる公的資料のコピーを送付してください。現在お持ちのパスポートと同じ表記で申請する場合は、こちらの提出は不要です。

※オリジナルは当日必ずご持参ください。

(9) 18歳未満で外国籍親を持つ申請者の場合

[外国籍親からの同意書](#)と外国籍親のIDのコピー

【手数料】 ※領事出張サービス当日に徴収しますので、郵送はしないでください。

- 10年間有効のパスポート（申請者が18歳以上） \$ 117
- 5年間有効のパスポート（申請者が12歳以上） \$ 80
- 5年間有効のパスポート（申請者が12歳未満） \$ 44
- 記載事項変更のパスポート \$ 44

【支払先名】：Consulate -General of Japan

Bank Cashier's Check、もしくは Money Order のみ

※現金、Personal Check、クレジットカード、デビットカードでのお支払いはできませんのでご注意ください。

※申請人が複数名いる場合は、合計金額を一枚の Bank Cashier's Check か Postal Money Order でお支払いいただけます。

在外選挙人名簿への登録手続き

1 登録資格

(1) 年齢満18歳以上の日本国民の方

(アメリカへの帰化等により日本国籍を失った方は対象になりません。)

(2) 引き続き3ヶ月以上当館管轄区域（フロリダ州）に住所を有し、在留届を提出済の方

(3) 住民票の転出届を日本の各市区町村の役場に提出されている方

(未提出の方は以下4をご覧ください。)

2 事前連絡

当館のパスポート・在外選挙担当まで選挙登録予定者のお名前、生年月日、及び電話番号を事前にお知らせください。当日、その方の在留届情報を当館より持参します。

3 申請時に持参するもの

(1) 旅券

オリジナルと顔写真があるページのコピー 1 枚

(2) 3ヶ月以上フロリダ州に住んでいる証明

フロリダ州運転免許証・住宅賃貸仮契約書等のオリジナルとそのコピー 1 枚（なお、在留届を 3 ヶ月以上前に当館へ提出済みの場合、(2) の書類は不要です。）

(3) 在外選挙人名簿登録申請書

当日、会場に持参しますが、以下の総務省ウェブサイトの「在外投票関係書類様式」からダウンロードし、記入したものを当日、お持ちいただくこともできます。

<http://www.soumu.go.jp/senkyo/zaigai6.html>。

4 日本国内の住民票の転出届について

フロリダ州に転居し、未だ日本国内の各市区町村の役場に住民票がある方は「転出届に準じる届出」を（住民票がある）各市区町村の役場に提出し削除ができます。

※各市区町村役場の住所及び電話番号は当館でご案内ができますので、電話等でご照会ください。

(1) 「転出届に準じる届出」に記載する項目

- ①氏名（戸籍のとおり）
- ②生年月日（日本の年号で）
- ③日本国内最終住所（住民票に記載されていた住所）
- ④転出先（国名・州・都市名等を日本語で記入）
- ⑤海外への転出年月日（住民票に日付を記録するため日にちまで必要）
- ⑥海外に同行した家族名・続柄（転出日が異なる場合には個々に記載）
- ⑦本籍地
- ⑧署名及び送付日

(2) 届出の方法

以下の 2 通りの方法があります。

- A. 郵便で最終住所地の市区町村の役場に通知する方法
- B. 日本国内にいる親戚や友人等に依頼して提出する方法

上記の届出書と共に本人からの委任状を代理人（親族や友人）が提出する。各市区町村の役場により、代理人の身分証明書の提示を求められる場合もあります。

※届出の提出に当たっては、国民年金保険や国民年金、また、印鑑登録などの各市区町村の役場の行政 サービスが行われないことがありますので、各市区町村役場に直接ご照会ください。

在留届の手続き

当館に在留届を提出しておられる方には、総領事館からの安全情報等に関するメールを提供させていただくとともに、邦人保護（テロ事案、事件・事故、自然災害）の際に、皆様の安否確認、緊急連絡、日本におられるご家族の連絡先などへの連絡に利用させて頂いております。

1 在留届の提出

外国に住居または居所を定めて3ヶ月以上滞在する人は、旅券法第16条により、その地を管轄する日本 国大使館、総領事館等に在留届を速やかに提出するよう義務付けられています。なお、在留届提出後、転居など、在留届の記載事項が変わった時や帰国する時は、必ず在留届を提出した大使館または総領事館にご連絡ください。

2 提出方法

在留届は「在留届電子届出システム(ORRネット)」(<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/>)よりオンラインで提出するか、在留届用紙を当館HPより入手し、必要項目を記入したものを直接当館窓口へ持参、郵送、FAXまたはEメールにて提出してください。